

名古屋港管理組合公報

平成31年 3月27日

(水曜日)

号外第325号

目次

○給与条例の一部を改正する条例	1
○消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例	12
規 則	
○名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則	15
○名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則	15

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成三十一年三月二十七日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、百分の九十」を「割合は、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の九十五」に、「百分の百十」を「六月に支給する場合には百分の百十、十二月に支給する場合には百分の百十五」に改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、千分の四百二十五」を「割合は、六月に支給する場合には千分の四百二十五、十二月に支給する場合には千分の四百七十五」に、「千分の五百二十五」を「六月に支給する場合には千分の五百二十五、十二月に支給する場合には千分の五百七十五」に改める。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「通勤のため自転車（道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。）を使用することを常例とする者（自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道十五キロメートル未満である者に限る。以下「自転車使用者」という。）及び及び（「自転車使用者にあつては、その加えた額が八千四百円を超えるときは、八千四百円）」を削り、同号イを次のように改める。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

第十一条第二項第三号中「第一号に定める額及び前号」を「前二号」に改め、「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道五キロメートル未満である者に限る。）にあつては、二千円。以下この号において同じ。）の合計額」を削る。

第二十一条第三項中「割合は、六月に支給する場合には千分の千二百二十五、十二月に支給する場合には千分の千三百七十五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の百三十」に、「六月に支給する場合には千分の千二百二十五、十二月に支給する場合には千分の千七百七十五」を「百分の百十」に改め、同条第四項中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の六十五」と、「千分の千三百七十五」とあるのは「百分の八十」を「千分の七百二十五」に、「千分の千二十五」を「百分の百十」に、「百分の五十五」と、「千分の千七百七十五」とあるのは「百分の七十二」を「千分の六百二十五」に改める。

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の九十五」を「支給する時期ごとの割合は、千分の九百二十五」に、「六月に支給する場合には百分の百十、十二月に支給する場合には百分の百十五」を「千分の千二百二十五」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合には千分の四百二十五、十二月に支給する場合には千分の四百七十五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の四十五」に、「六月に支給する場合には千分の五百二十五、十二月に支給する場合には千分の五百七十五」を「百分の五十五」に改める。

第二十二條第二項中「九百二十円」を「九百四十円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条（第十一条第二項第二号及び第三号の改正規定を除く。）並びに附則第七項、第八項（給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号）附則別表の改正規定に限る。）、第十三項及び第十四項の規定は平成三十一年四月一日から、第二条（第十一条第二項第二号及び第三号の改正規定に限る。）の規定は平成三十一年十月一日から、附則第十一項の規定（職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号。以下「退職手当条例」という。）第六条第六項及び第六條の二第二項の改正規定を除く。）は平成三十二年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第六項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「改正後の特別職条例」という。）の規定は平成三十年十二月一日（以下「適用日」という。）から、附則第十項（退職手当条例第六条第二項第二号の改正

規定（「勤続期間」を「在職期間」に改める部分に限る。）並びに第九条の二、第十五条から第十七条まで及び第十九条の改正規定を除く。）の規定による改正後の退職手当条例の規定は平成二十六年一月一日から、附則第十一項（退職手当条例第六条の二第二項の改正規定に限る。）の規定による改正後の退職手当条例の規定は平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から平成三十一年三月三十一日までの間における再任用職員（給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後の条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 第一条の規定による改正前の給与条例又は附則第六項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例又は改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 6 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「千分の千七百二十五」を「千分の千七百七十五」に改める。

- 7 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、「千分の千五百七十五」と、「千分の千三百七十五」とあるのは「千分の千七百七十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

（給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 給与条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「退職した者」の下に「（管理者が定める者を除く。）」を加える。

附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	130,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	131,900	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	132,900	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	133,800	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	134,700	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	135,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	136,700	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	137,600	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	138,500	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	139,500	171,500	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	140,500	174,500	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	141,500	177,400	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	142,400	180,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	143,500	182,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	144,600	183,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	145,600	185,200	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	146,600	186,800	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	147,700	188,400	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	148,800	190,000	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	149,900	191,600	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	150,900	193,200	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	152,100	194,800	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	153,200	196,400	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200

24	154,300	198,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	155,400	199,600	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	156,900	201,200	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	158,400	202,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	159,900	204,400	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	161,300	206,000	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	163,100	207,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	164,900	209,200	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	166,700	210,800	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	168,500	212,400	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	171,500	214,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	174,500	215,600	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	177,400	217,200	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	180,300	218,800	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	181,900	220,400	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	183,500	222,000	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	185,000	223,600	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300
41	186,500	225,200	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	187,500	226,800	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	188,500	228,400	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	189,500	230,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	190,400	231,600	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	191,400	233,200	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	192,400	234,800	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	193,400	236,400	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700

49	194,300	238,000	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	195,300	239,600	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	196,300	241,200	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	197,300	242,800	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	198,200	244,400	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	199,200	246,000	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	200,200	247,600	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	201,200	249,200	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	202,100	250,800	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	203,100	252,400	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	204,100	254,000	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	205,100	255,600	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	206,000	257,200	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	207,000	258,800	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	208,000	260,400	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	208,900	262,000	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	209,800	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	210,800	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	211,800	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	212,700	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	213,600	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	214,600	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	215,600	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	216,500	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	217,400	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		

74	218,300	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)
75	219,100	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)
76	219,900	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)
77	220,700	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)
78	221,500	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)
79	222,300	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)
80	223,100	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)
81	223,900	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)
82	224,700	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500
83	225,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200
84	226,300	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900
85	227,100	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	227,900	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	228,700	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	229,500	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	230,200	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	231,000	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	231,800	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	232,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	233,300	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	233,900	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	234,500	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	235,000	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	235,500	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98	236,000	290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99	236,500	291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	

100	236,900	292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101	237,300	292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102	237,800	293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103	238,200	293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104	238,600	294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105	239,000	294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106	239,500	295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107	239,900	295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108	240,300	295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109	240,700	296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				

125		302,600		384,500	406,700				
126		303,000		385,200	407,400				
127		303,400		385,900	408,100				
128		303,700		386,500	408,700				
129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					

151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

9 給与条例の一部を改正する条例（平成二十九年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
附則第十六項及び第十七項を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

10 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第五条第三項を削る。

第六条第二項中「次条第七項」を「第七条第七項」に改め、同項第二号中「次条第五項各号」を「第七条第五項各号」に、「勤続期間」を「在職期間」に改め、同条第三項中「次条第五項各号」を「第七条第五項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の二 第三条に規定する者のうち、公務外の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料月額に百分の百五十を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

2 第五条第一項及び第二項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

第九条の二を削る。

第十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「在職期間」を「基礎在職期間（第六条第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号及び同条第五項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十六条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一項第一号中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条第一項第一号中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条第三項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同条第四項中「在職期間」を「基礎在職期間」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

11 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第五条及び第五条の二」を「及び第五条から第五条の二の二まで」に改める。

第五条の二中「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、「合計額」との下に「前条第一項第一号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額の合計額」とし、同項第二号中「給料月額に」とあるのは「給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額の合計額に」と、同号口中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第三条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とを加え、同条を第五条の二の二とし、第五条の次に次の一条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が定められた場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条又は前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第三条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条又は前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第七項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十四条第一項若しくは第十六条第一項の規定により一般の退職手当等第二条の三及び第十条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項各号に掲げる職員としての引き続き在職期間に通算される在職期間

第六条第一項中「その者の基礎在職期間」の下に「(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「本条」を「この条」に改め、同項を同条第五項とする。

第六条の二第二項中「及び第二項」を削り、「する者」の下に「(職制若しくは定数の改定若しくは予算の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)」を加え、「これらの」を「同項の」に改める。

第十五条第一項第二号中「(第六条第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)」を削る。

附則第二項中「第五条及び第五条の二」を「及び第五条から第五条の二の二まで」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

12 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項」の下に「第七条」を加える。

第三条第五号中「別居したこと」の下に「育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業をしている職員が当該職員の傷病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第四条中「別居したこと」の下に「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

13 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 前項の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第四項第二号の規定により同法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

平成三十一年三月二十七日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和三十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表係船岸壁の項中「十円八十五銭」を「十一円五銭」に、「七円二十三銭」を「七円三十六銭」に、「八円八十銭」を「八円九十六銭」に、「五円八十七銭」を「五円九十七銭」に、「二円九十三銭」を「二円九十八銭」に改め、同表係船浮標の項中「四千三百六十円」を「四千四百四十円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、「八千七百二十円」を「八千八百八十円」に、「五千八百十円」を「五千九百十円」に、「一万三千七十円」を「一万三千三百十円」に、「一万九千六百三十円」を「一万九千九百九十円」に、「一万三千九十円」を「一万三千三百三十円」に、「三万二千七百十円」を「三万三千三百十円」に、「三万八千八百十円」を「三万九千二百十円」に、「三万九千二百五十円」を「三万九千九百七十円」に、「二万六千七百十円」を「二万六千六百五十円」に改め、同表ひき船係留施設の項中「四万六千三百円」を「四万七千七百五十円」に改め、同表上屋及び上屋附属詰所の項中「三十三円四十八銭」を「三十四円十銭」に、「二十八円八銭」を「二十八円六十銭」に、「二十二円六十八銭」を「二十三円十銭」に、「四百九十六円八十銭」を「五百六円」に、「四百二十一円二十銭」を「四百二十九円」に、「三百二十四円」を「三百三十円」に、「四十三円二十銭」を「四十四円」に、「二十五円九十二銭」を「二十六円四十銭」に、「九百二十八円八十銭」を「九百四十六円」に、「八百四十二円四十銭」を「八百五十八円」に、「七百三十四円四十銭」を「七百四十八円」に改め、同表荷さばき地、荷さばき地附属水道施設及び荷さばき地附属詰所の項中「十二円五十二銭」を「十二円七十五銭」に、「十一円四十四銭」を「十一円六十五銭」に、「十円三十六銭」を「十円五十五銭」に、「九円二十八銭」を「九円四十五銭」に、「八円二十銭」を「八円三十五銭」に、「六百十五円六十銭」を「六百二十七円」に、「四十七円五十二銭」を「四十八円四十銭」に、「四十四円六銭」を「四十四円八十七銭」に改め、同表野積場の項中「百六十三円八銭」を「百六十六円十銭」に、「百五十七円六十八銭」を「百六十四円六十銭」に、「百四十六円八十八銭」を「百四十九円六十銭」に改め、同表貯木場の項中「二円七十三銭」を「二円七十六銭」に、「二円十二銭」を「二円十五銭」に、「二円七十二銭」を「二円七十六銭」に、「三円四十銭」を「三円四十六銭」に、「五円七十一銭」を「五円八十一銭」に、「七円七十九銭」を「七円九十三銭」に、「二十四円三十三銭」を「二十四円七十八銭」に、「九十七円四十七銭」を「九十九円二十七銭」に、「百五十円六十一銭」を「百五十三円三十九銭」に改め、同表荷役機械の項中「五万四千元」を「五万五千元」に、「四万八千六百元」を「四万九千五百円」に改め、

「最大巻き揚げニュートン数八十キロニュートンのもの(軌道走行式) 九千八百二十八円」を削り、同表電気施設の項中「二千五百三十分までごとに

九十二円」を「二千六百四十円」に改め、同表運河の項中「七百二円」を「七百十五円」に、「四千八十八円」を「四千六百十三円」に、「二十二円六十八銭」を「二十三円十銭」に改め、同表鉄道基盤施設の項中「二百二十円三十二銭」を「二百二十四円四十銭」に改め、同表備考第二号中「四百三十二円」を「四百四十円」に改める。

(名古屋港湾会館条例の一部改正)

第二条 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄を次のように改める。

利用料金	
一〇、三八〇円	
一二、五二〇円	
一五、六八〇円	
二九、三三〇円	
三、四六〇円	
四、六八〇円	
六、二二〇円	
七、三三〇円	
九、三七〇円	
一九、八六〇円	
二、一三〇円	
二、七五〇円	
五、一九〇円	
六、七二〇円	
八、八六〇円	
一六、七〇〇円	

一、七三〇円
一、六四〇円
三、〇五〇円
四、一七〇円
五、一九〇円
一、五〇〇円
一、〇一〇円
一、五二〇円

(名古屋港管理組合入港料条例の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合入港料条例(昭和五十一年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十一銭」を「二十七銭」に改める。

(名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部改正)

第四条 名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、七五〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一三、九五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改める。

(名古屋港ポートビル条例の一部改正)

第五条 名古屋港ポートビル条例(昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一「海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合の項中「七〇〇円」を「七一〇円」に改める。
別表第二「利用料金の欄」を次のように改める。

利 用 料 金	
	六、〇〇〇円
	七、四三〇円
	九、五七〇円
	一九、八六〇円
	六、五一〇円
	八、〇四〇円
	一〇、三八〇円
	二一、五九〇円
	二、五四〇円
	三、一五〇円
	四、一七〇円
	八、七五〇円
	五、六〇〇円
	六、八二〇円
	八、九六〇円
	一八、六三〇円
	二、四四〇円
	三、〇五〇円
	三、九七〇円
	八、二五〇円
	一〇、三八〇円
	一二、九三〇円
	一五、九九〇円
	三〇、一四〇円

八一〇円以内で規則で定める額
四、〇七〇円以内で規則で定める額
一、三二〇円以内で規則で定める額
三十分までごとに一五〇円以内で規則で定める額。ただし、二十四時間までごとに一、二二〇円以内で規則で定める額を上限とする。
一、三二〇円以内で規則で定める額
二〇、八七〇円以内で規則で定める額

(名古屋港水族館条例の一部改正)

第六条 名古屋港水族館条例(平成四年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に改める。

別表水族館にのみ入館する場合の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、一九〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二二〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二四〇円」に改める。

(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部改正)

第七条 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表土砂採取料の項中「二百十六円」を「二百二十円」に改める。

(新舞子ボートパーク条例の一部改正)

第八条 新舞子ボートパーク条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二係留施設の項中「一万二百円」を「一万三千八百円」に、「十二万二千四百円」を「十二万四千五百六十円」に、「七千七百円」を「七千八百四十円」に、「九万二千四百円」を「九万四千八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の名古屋港管理組合港湾施設条例(以下「改正後の条例」という。)別表荷さばき地、荷さばき地附属水道施設及び荷さばき地附属託所の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「十二円七十五銭」とあるのは「十二円四十一銭」と、「十一円六十五銭」とあるのは「十一円三十一銭」と、「十円五十五銭」とあるのは「十円二十一銭」と、「九円四十五銭」とあるのは「九円十一銭」と、「八円三十五銭」とあるのは「八円一銭」と、「四十八円四十銭」とあるのは「四十五円六十三銭」と、「四十四円八十七銭」とあるのは「四十三円八十七銭」とする。

3 改正後の条例別表野積場の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「百六十六円十銭」とあるのは「百六十四円六十銭」と、「百六十四円六十銭」とあるのは「百五十七円三十銭」と、「百四十九円六十銭」とあるのは「百四十六円三十銭」とする。

4 改正後の条例別表貯木場の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「二円七十六銭」とあるのは「二円七十銭」と、「二円十五銭」とあるのは「二円九銭」と、「二円七十六銭」とあるのは「二円六十七銭」と、「三円四十六銭」とあるのは「三円三十六銭」と、「五円八十一銭」とあるのは「五円六十三銭」と、「七円九十三銭」とあるのは「七円六十六銭」と、「二十四円七十八銭」とあるのは「二十四円七銭」と、「九十九円二十七銭」とあるのは「九十三円六十三銭」と、「百五十三円三十九銭」とあるのは「百四十五円九十九銭」とする。

5 改正後の条例別表電気施設の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「二千六百四十円」とあるのは、「二千五百六十三円」とする。

6 改正後の条例別表運河の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「七百十五円」とあるのは「六百八十六円」と、「四千六百十三円」とあるのは「四千六円」と、「二十三円十銭」とあるのは「二十二円」とする。

7 施行日前に施行日以後の港湾施設の使用の許可を受けた者からは、第一条の規定による改正前の名古屋港管理組合港湾施設条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の条例及び附則第二項から前項までの規定による使用料を徴収することができる。

8 係船岸壁、係船浮標、荷役機械又は電気施設の使用時間が、施行日前から施行日以後にわたる使用に対する当該各施設の使用料の額(当該使用に対する使用料の額の計算の基礎となる単位時間が施行日以後のみに係る部分の使用料の額を除く。)については、なお従前の例による。

規 則

名古屋港ポトビル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十一年三月二十七日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港ポトビル条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港ポトビル条例施行規則（昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合の項中「五八〇円」を「五九〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に改める。

別表第四写真機の項中「三、三〇〇円」を「三、三六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表金びょうぶの項中「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に改める。

別表第五二十分につき一回一台を利用単位とする駐車場の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇二〇円」に改める。

別表第五二二日につき一回一台を利用単位とする駐車場の表バスの項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改め、同表普通自動車の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

別表第五三二月一台を利用単位とする駐車場の表(一)全日使用の駐車場の表中「二六、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、五二〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、三八〇円」に改め、同表(二)利用日指定の駐車場の表中「八、三〇〇円」を「八、四五〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、三七〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十一年三月二十七日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港水族館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港水族館条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表大人の項中「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に改め、同表小・中学生の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

別表第二水族館にのみ入館する場合の部二十人以上百人未満の団体の項中「一、八〇〇円（一、六〇〇円）」を「一、八三〇円（一、六二〇円）」に

「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、同部百人以上の団体の項中「一、六〇〇円（一、四〇〇円）」を「一、六二〇円（一、四二〇円）」に、「七〇〇円」

を「七一〇円」に改め、同表水族館に名古屋港ポトビル条例（昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号）第二条第一号

から第三号に規定する施設の全部と併せて入館する場合の部二十人以上百人未満の団体の項中「一、五三〇円（一、三六〇円）」を「一、

五五〇円（一、三八〇円）」に、「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同部百人以上の団体の項中「一、三六〇円（一、一九〇円）」を「一、三八〇円（一、二一〇円）」

に、「五六〇円」を「五七〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合